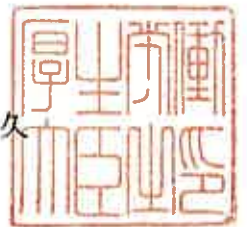


厚生労働省発開 0 8 2 5 第 1 号  
令和 3 年 8 月 2 5 日

労働政策審議会  
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

## 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 職業訓練の認定基準

一 実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練の対象者の基準は、乳児等を養育する特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等であつて、厚生労働省人材開発統括官が定めるものとする。

二 実施日が特定されていない科目を含む実践訓練及び実施日が特定されていない科目を含まない実践訓練であつて、乳児等を養育する特定求職者等、家族を介護する特定求職者等又は在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に対して行うものの訓練期間の基準は、二月以上六月以下とすること。

三 実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練の訓練時間の基準は、一月につき八十時間以上とすること。ただし、この省令の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に当該申請職業訓練を開始しようとする場合は、一月につき六十時間以上とすること。

四 この省令の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に開始される実施日が特定されていない科目

を含む実践訓練であつて、訓練期間が二月以上三月未満又は訓練時間が一月につき六十時間以上八十時間未満のものに係る修了者等の就職率について、別の職業訓練の認定に係る申請があつた場合に認定を受けられないこととなる基準を百分の三十とすること。

## 第二 認定職業訓練実施基本奨励金及び認定職業訓練実施付加奨励金の支給基準

一 実施日が特定されていない科目を含む実践訓練に係る認定職業訓練実施基本奨励金及び認定職業訓練実施付加奨励金について、当該実践訓練を受講した時間数の当該奨励金支給対象期間における当該実践訓練を行う者が定める時間数に占める割合が百分の八十以上の特定求職者等（認定職業訓練実施付加奨励金にあつては、修了者等。この一において同じ。）について支給するものとし、当該奨励金支給単位期間における日数が二十八日未満の場合には、当該特定求職者等一人につき二千五百円（認定職業訓練実施付加奨励金にあつては、五百円）に当該奨励金支給単位期間における日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の日数を減じた日数を乗じて得た額等を支給するものとする。

二 この省令の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に開始される実施日が特定されていない科目

を含む実践訓練であつて、訓練期間が二月以上三月未満又は訓練時間が一月につき六十時間以上八十時間未満のものに係る認定職業訓練実施付加奨励金について、修了者等一人につき一万円に当該付加奨励金の支給単位期間の数を乗じて得た額等を支給することとする修了者等の就職率の基準を百分の三十以上百分の五十五未満とするとともに、修了者等一人につき二万円に当該付加奨励金の支給単位期間の数を乗じて得た額等を支給することとする修了者等の就職率の基準を百分の五十五以上とすること。

### 第三 (略)

### 第四 施行期日等

- 一 この省令は、令和三年十月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。